

ユニット型指定短期入所生活介護事業所 入所契約書

() (以下「利用者」という。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所「奥びわこ」(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (短期入所生活介護計画)

事業者は、4日以上にわたり継続して入所する利用者については、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成します。

- 2 事業者は、短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認めた場合には、利用者及びその家族等と協議して、計画を変更するものとします。

第4条 (指定短期入所生活施設サービスの提供場所・内容)

指定短期入所生活施設サービスの提供は特別養護老人ホーム奥びわこです。所在地及び設備の概要は《重要事項説明書》のとおりです。

- 2 事業者は、第3条に定めた短期入所生活介護計画に沿ってサービスを提供します。事業者は、サービスの提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。
- 3 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第5条（身体拘束）

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。
この場合、事業者は、事前にすみやかに、利用者の家族に対し、利用者に対する行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。

第6条（サービスの記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、その記録を2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業について、第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
ただし、契約者及び利用者がまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画後、自己負担分を除き介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第8条（料金の変更）

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済状況の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するも

のとします。

5 前3項、前4項の変更があった場合は契約者に事前に通知するものとします。

6 契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することが出来ます。

第9条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

②事業者が守秘義務に違反した場合

③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

2 次の事由に該当した場合は、事業者は理由を示した上で利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

①事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

②施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

③施設が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

3 次の事由に該当した場合事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

①利用者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

②利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

③利用者が、故意又は重大な過失により、サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と要支援に認定された場合

②利用者が死亡した場合

第10条（秘密の保持）

事業者及び事業者の職員は、業務上知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。

2 事業者は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 事業者は居宅介護支援事業所等必要な機関に対し、利用者及びその家族に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関係者の同意を得ることとします。

第11条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財物に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供中に利用者の健康状態が急変した場合、必要に応じ家族又は緊急連絡先へ連絡すると共に、速やかに協力医療機関に搬送し必要な措置を講じます

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（申込者）

申込者は、次の各号の責任を負います。

- ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
- ②利用者が利用者に係る諸費用を支払わない場合、支払いが円滑に行われるよう必要な措置及び協力をする事。
- ③利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き受け、その他必要な措置をすること。

第15条（本契約に定めない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず提訴となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地为管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上

ユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書の説明を行いました。

令和 年 月 日

ユニット型指定短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム 奥びわこ

施設長 榊原 昌哉

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から契約書の説明を受け、ユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者は署名の上、各1通保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所

氏 名

(代理者) 住所

氏 名

(申込者) 住 所

氏 名

利用者との続柄 ()